



道しるべ

《人と自然にやさしい里づくり 住み続けたい亀ヶ森》

発行 亀ヶ森地区

コミュニティ会議

〒028-3204

花巻市大迫町亀ヶ森 8-24-8

令和4年5月15日 No.140

コミュニティ会議三役・部会長・館長・女性部長会議開催

4月28日(木)午後7時より振興センター大会議室において、コミュニティ会議三役、各部会の部会長、各自治公民館館長、女性部長にお集まり頂き、今年度の事業計画と交付金の予算についての説明やコミュニティ会議からの各自治公民館への事務依頼についてお願いをいたしました。

事務依頼の内容

- ・各自治公民館からの部会運営委員の推薦について(5月9日締切)
- ・自主防災会連絡網の作成について
- ・地域づくり交付金に係る地域要望の追加とりまとめについて
- ・活動の運営協力費について(回覧文書の依頼)

※各地区からの部会運営委員の推薦が揃い次第、各部会を開催し今年度の部会を開催し事業内容を協議し進めてまいります。

【部会開催日程】 予定は変更になる場合があります。

総務部会 5月13日(金) 午後7時より

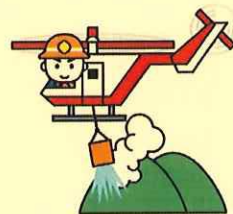
美化推進部会 5月26日(木) 午後7時より

文教厚生部会 6月2日(木) 午後7時より

場所は亀ヶ森振興センター 大会議室となります。

たき火や枯草焼きに注意

春を迎え、野外焼却から燃え広がる火災が毎年発生しています。ちょっと目を離した隙に周囲の建物や山林などに燃え広がり、大きな被害となりますので、野焼きをするときは次のことに注意しましょう。



作業を始める前 に

- ◇空気が乾燥している日、風の強い日には行わない。
- ◇水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- ◇緊急に備えて消防への連絡体制を確保する。

作業が終わったあと

- ◇火種が残っていないか確認する。
- ◇周囲に燃え広がっていないか確認する。

作業をしているとき

- ◇火が消えるまでその場を離れない。
- ◇火の粉が飛ばないように少しずつ燃やす。
- ◇日の出から日没までに終わらせる。

ごみの焼却は法律で禁止されています。また、落ち葉の焼却など軽微な焼却であっても、近所の方に煙やにおいで迷惑をかける原因となる場合がありますので気をつけましょう。

お問い合わせ：花巻市消防本部予防課 0198-22-6123